

金属くず商及び金属くず行商に関する条例

昭和32年 7月11日

条例第37号

改正 昭和35年 3月31日条例第 4号 昭和51年 3月29日条例第30号
昭和55年 3月27日条例第30号 平成 4年 3月19日条例第 4号
平成 7年10月12日条例第25号 平成 8年 3月25日条例第 1号
平成12年 3月23日条例第16号 平成26年 7月10日条例第34号
令和元年10月17日条例第11号

県議会の議決を経た「金属くず商及び金属くず行商に関する条例」をここに公布する。

金属くず商及び金属くず行商に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、金属くず商及び金属くず行商が守らなければならない事項等を規定することにより、金属くずに関する犯罪を防止し、もつて公共の秩序を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「金属くず」とは、金属類で、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 正常な生産工程により生産された物で、その生産目的に従い、売買、交換、加工又は使用されるもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物

2 この条例で「金属くず商」とは、営業所（住所又は居所を営業の目的で使用する場合を含む。以下同じ。）を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で、第3条の規定による許可を受けたものをいう。

3 この条例で「金属くず行商」とは、営業所によらないで、個々に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で、第15条第1項の規定による届出をしたものをいう。

一部改正〔平成 7 年条例25号〕

(金属くず商の許可)

第3条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

(1) 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者

(2) 心身の故障により金属くず商の業務を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの

(3) 住居の定まらない者

(4) 第5条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、1年を経過しない者

(5) 第19条第1項及び第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者

(6) 法人である場合においては、その業務を行う役員のうちに、前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を付した文書で、申請者に、その旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成12年条例16号・令和元年11号〕

(無許可営業の禁止)

第5条 金属くず商でない者は、営業所を設けて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換してはならない。

(許可証)

第6条 公安委員会は、第3条の規定による許可をするときは、金属くず商の許可証（様式第1号。以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、3年ごとに公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

3 金属くず商は、当該許可証をき損し、亡失し、又は盗みとられたときは、直ちに、公安委員会に再交付の申請をしなければならない。

4 金属くず商は、許可証の記載事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を公安委員会に届け出て、許可証の書換を受けなければならない。

(許可証の返納)

第7条 金属くず商は、次の各号の一に該当するに至った場合においては、遅滞なく、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 廃業したとき。

(3) 許可証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至ったとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

2 金属くず商が死亡したときは、同居の親族、法定代理人又は管理者は、遅滞なく、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(許可の表示)

第8条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(管理者及び従業者)

第9条 金属くず商は、営業所を自ら管理しない場合には、その営業所の管理者を定め、公安委員会に届け出なければならない。

2 金属くず商は、営業所ごとに、従業者名簿を備えて、従業者の本籍、住所、氏名、年齢、雇入年月日及び解雇年月日を記載しておかなければならない。

3 金属くず商は、従業者に行商させる場合には、公安委員会に届け出なければならない。

4 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、金属くず商従業者の証（様式第2号）を交付しなければならない。

5 第6条第2項、第3項及び第4項並びに第7条第1項（第4号の場合を除く。）の規定は、金属くず商従業者の証について準用する。この場合において、第6条第2項、第3項及び第4項並びに第7条第1項中「許可証」とあるのは「金属くず商従業者の証」と、第7条第1項第2号中「廃業」とあるのは「解雇」と読み替えるものとする。

(確認及び申告)

第10条 金属くず商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするとき（その対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合を除く。）は、身分証明書の提示を求める方法等により、その相手方の住所及び氏名を確認しなければならない。不正品の疑いがある場合においては、直ちに、その旨を営業所所在地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に申告しなければならない。

一部改正〔平成7年条例25号・26年34号〕

（帳簿への記載等）

第11条 金属くず商は、帳簿又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この条及び第23条において同じ。）による記録を備え、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したとき（その対価の総額が前条の金額未満である取引をした場合を除く。）は、その都度、次に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電磁的方法により記録しなければならない。

- （1）取引の年月日
- （2）金属くずの品目及び数量
- （3）金属くずの特徴
- （4）相手方の住所及び氏名
- （5）前条の規定により行つた確認の方法

2 前項の帳簿又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに、警察署長に届け出なければならない。

3 第1項の帳簿又は電磁的方法による記録を廃棄しようとするときは、警察署長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成26年条例34号〕

（品触れ）

第12条 警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（次条において「盗品等」という。）の疑いのある金属くずの品触れを発することができる。

2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から3月間これを保存しなければならない。

3 金属くず商は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取つたときは、直ちに、その旨を警察署長に届け出なければならない。

一部改正〔平成7年条例25号〕

（差止め）

第13条 警察署長は、金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

一部改正〔平成7年条例25号〕

（立入及び調査）

第14条 警察署長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察官をして、営業時間中において、営業所及び金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは報告を求めさせることができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。

3 第1項の立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(金属くず行商の届出)

第15条 金属くず行商になろうとする者は、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、金属くず行商の証(様式第3号)を交付しなければならない。

3 前項の金属くず行商の証は、3年ごとに公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

4 金属くず行商は、当該金属くず行商の証をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに公安委員会に届け出て、再交付を受けなければならない。

5 金属くず行商は、金属くず行商の証の記載事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を公安委員会に届け出て、金属くず行商の証の書換を受けなければならない。

(金属くず行商の証の返納)

第16条 金属くず行商は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、遅滞なく、当該金属くず行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 金属くず行商の証の有効期間が満了したとき。

(2) 廃業したとき。

(3) 金属くず行商の証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた金属くず行商の証を回復するに至つたとき。

2 金属くず行商が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、当該金属くず行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(確認及び申告)

第17条 第10条の規定は、金属くず行商について準用する。この場合において、同条中「金属くず商」とあるのは、「金属くず行商」と読み替えるものとする。

(遵守事項)

第18条 金属くず商は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自己の名義をもつて他人に金属くず商の営業をさせてはならないこと。

(2) 営業所以外の場所で自ら営業するときは、許可証を携帯すること。

(3) 許可証及び金属くず商従業者の証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(4) 従業者をして行商させるときは、金属くず商従業者の証を交付すること。

2 金属くず商の従業者は、行商をする場合には、金属くず商従業者の証を携帯しなければならない。

3 金属くず行商は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 金属くず行商の証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(2) 営業に際しては、金属くず行商の証を携帯すること。

(行政処分)

第19条 公安委員会は、金属くず商が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて、金属くず商の営業の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段によつて第3条の規定による許可を受けたとき。

(2) 第4条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当するに至つたとき。

(3) 正当な理由がないのに許可証の更新を受けないとき。

2 公安委員会は、金属くず商が2以上の営業所を有する場合において、1の営業所につき、許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたときは、他の営業所についても、その金属くず商

の許可を取り消し、又はその営業の停止を命ずることができる。

3 公安委員会は、金属くず行商が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、期間を定めて、金属くず行商の営業の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段によつて、第15条第1項の規定による届出し、金属くず行商の証の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がないのに金属くず行商の証の更新を受けないとき。

一部改正〔平成8年条例1号・令和元年11号〕

(聴聞の特例)

第20条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止を命じようとするときは、長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第14条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の1週間前までに、長野県行政手続条例第16条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

全部改正〔平成8年条例1号〕

第21条 削除

〔昭和55年条例30号〕

(罰則)

第22条 第5条の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例4号〕

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の規定に違反して確認又は申告しなかつた者

(2) 第11条第1項の規定に違反して帳簿若しくは電磁的方法による記録を備えず、又は所定の事項の記載若しくは電磁的方法による記録をせず、若しくは虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

(3) 第12条第2項の規定に違反して品触書を保管せず、又は同条第3項の規定に違反して届出しなかつた者

(4) 第13条の規定による警察署長の発する保管命令に従わなかつた者

(5) 正当な理由がないのに、第14条第1項の規定に違反して、立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

(6) 第15条第1項の規定による届出をしないで金属くずの行商をした者

(7) 第18条各項各号に掲げる事項を遵守しなかつた者

一部改正〔平成4年条例4号・26年34号〕

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第4項（第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可証又は金属くず商従業者の証の書換を受けなかつた者

(2) 第7条第1項（第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可証又は金属くず商従業者の証を返納しなかつた者

(3) 第8条の規定に違反して許可の表示をしなかつた者

(4) 第9条第1項の規定に違反して管理者の届出をせず、又は同条第3項の規定に違反して従業者に行商させる場合の届出をしなかつた者

- (5) 第11条第2項の規定に違反して届出せず、又は同条第3項の規定に違反して承認を受けなかつた者
 - (6) 第15条第5項の規定に違反して金属くず行商の証の書換を受けなかつた者
 - (7) 第16条第1項の規定に違反して金属くず行商の証を返納しなかつた者
- 一部改正〔平成4年条例4号・26年34号〕

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第22条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(補則)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和32年9月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に営業所を設け、又は営業所によらないで個々に相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業としている者は、この条例の施行の日から起算して1箇月に限り、第3条又は第15条第1項の規定にかかわらず、その業を営むことができる。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、昭和32年12月31日までは、仕切書をもつて金属くず台帳を代えることができる。

附 則 (昭和35年3月31日条例第4号)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいて交付されている証票又は許可証は、当分の間、この条例による改正後の条例の規定に基づいて交付された証票又は許可証とみなす。

附 則 (昭和51年3月29日条例第30号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月27日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月19日条例第4号)

この条例は、平成4年5月7日から施行する。

附 則 (平成7年10月12日条例第25号)

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年7月10日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第6条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条から第5条までの規定は令和元年12月14日から施行する。

(行政庁の行為等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

W (様式第1号)

(表)

第 号	
金属くず商の許可証	
有効期限	年 月 日
	年 月 日 交付
長野県公安委員会 印	

縦 12.0センチメートル

横 9.0センチメートル

(裏)

写真	本籍 (法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)	
	住所 (法人の場合は、代表者の住所)	
	営業所の名称及び所在地	
	氏 名	
	年 月 日生	
	(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)	
異 動 日	異 動 事 項	取扱者印
年 月 日		

全部改正〔昭和35年条例4号〕

W (様式第2号)

(表)

第 号	
金属くず商従業者の証	
有効期限	年 月 日
年 月 日	交付
長野県公安委員会 印	

縦 12.0センチメートル

横 9.0センチメートル

(裏)

本 籍		
住 所		
金属くず商の氏名 (法人の場合は、その名 称及び営業所の名称)		
氏 名		
年 月 日生		
異 動 日	異 動 事 項	取扱者印
年 月 日		

全部改正〔昭和35年条例4号〕

W (様式第3号)

(表)

第 号	
金 属 く ず 行 商 の 証	
有効期限	年 月 日
年 月 日	交付
長野県公安委員会 印	

縦 12.0センチメートル

横 9.0センチメートル

(裏)

本 籍		
住 所		
主たる行商地		
氏 名		
年 月 日生		
異 動 日	異 動 事 項	取扱者印
年 月 日		

全部改正〔昭和35年条例4号〕